

明石市立藤江小学校 P T A 個人情報取扱規則

明石市立藤江小学校 P T A（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について、以下の通り定めるものとする。

第1条 目的

本会が保有する個人情報について、適正な取扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

第2条 責務

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会で取扱う個人情報の適正な取得、利用、管理に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は役員とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、管理者とは別の役員とする。

第5条 守秘義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し、本人に明示する。

第7条 利用目的

取得した個人情報の利用は、P T A活動に関するものに限定する。

第8条 個人情報の利用制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。

第9条 管理方法

個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄する。

第10条 保管および持ち出し等

個人情報を取扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。

第 11 条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 個人情報の共同利用

本会は、藤江小学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することができる。

第 13 条 第三者提供にかかる記録の作成等

本会は、個人情報を第三者（第11条第1号から第4号を除く）に提供したとき、又は第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯（第三者から提供を受けるときに限る）
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 個人情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受けるときは記録不要）

第 14 条 情報開示等

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 16 条 研 修

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報保護の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第 17 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 改 正

本会の個人情報取扱規則は、運営委員会において改正する。

附 則

本規則は、令和元年6月19日より施行する。